

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第128号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成26年10月18日 18時14分ごろ
発生場所	阪神港神戸区南方沖（大阪湾中央部） 神戸第1防波堤西灯台から真方位177° 6.5海里付近 （概位 北緯34° 32.65′ 東経135° 11.78′）
事故等調査の経過	平成26年10月23日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート シーライン、1.8トン
船舶番号、船舶所有者等	293-30319大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、釣りを終えて帰港するため南東進中、前方に灯火が見えたので、何のブイだろうと思いながら舵を右に切り、減速して約1～2分間航行を続けたところ、平成26年10月18日18時14分ごろ大阪湾中央部において、のり養殖施設（以下「養殖施設」という。）に乗り入れ、船外機が停止した。</p> <p>船長は、船外機を上げたところ、船外機にロープが絡んでいることが分かり、知人を經由して海上保安部に救助を求めた。</p> <p>船長及び同乗者は、海上保安庁のヘリコプターによって救助された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約0.3m</p> <p>日没時刻：17時22分</p>
その他の事項	<p>船長は、平成26年8月からモーターボートを操縦するようになり、明石海峡東方沖に出掛けたことが1回あり、本事故時が2回目であったが、夜間の航海は初めてであった。</p> <p>船長は、明石海峡東方沖から帰港する際、大阪湾中央部に養殖施設などを認めなかったため、航行の障害となるものはないものと思っていた。</p> <p>船長は、搭載していたGPSプロッターの使い方を把握していなかった。</p> <p>養殖施設は、毎年10月から翌年5月まで設置されるのり網であっ</p>

	<p>た。</p> <p>本船は、灯火設備がなく、夜間の航行はできなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大阪湾中央部を南東進中、養殖施設の存在を承知していなかったことから、養殖施設に向かう針路で航行し、養殖施設に乗り入れて運航不能となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、大阪湾中央部を南東進中、養殖施設の存在を承知していなかったため、養殖施設に向かう針路で航行し、養殖施設に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行する際は、事前に小型船用の参考図等を利用して予定針路線付近の障害物等の確認を十分に行うこと。</li> <li>・夜間の航行を禁止されている船舶は、日没から日出までの間、航行しないこと。</li> <li>・GPSプロッターの使用方法を習熟しておくこと。</li> </ul>